

大和市立つきみ野中学校 PTA 細則

第1章 役員候補者指名に関する規程

第1条（役員候補者）

大和市立つきみ野中学校PTA役員候補者(以下候補者という)の指名に関しては、この規程に定める所による。

第2条（指名委員会）

本部役員と会計監査の選出をするために、指名委員会を設ける。指名委員会の初回召集は会長が行い、正・副委員長を互選により選出する。

第3条（指名委員会の構成）

指名委員会は次の構成による。

- 1) 保護者会員8名を目安とする
- 2) 教職員1名以上を含める
- 3) 会員の中から互選し会長が任命する

第4条（指名委員会の役目）

指名委員会は、翌年度の本部役員および会計監査について、候補者を選考し指名する。

第5条（候補者の承認）

指名委員会は候補者の同意を得た上、会長に報告するとともに運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第2章 常置委員会の選任に関する規程

第6条（委員の選出）

委員は会員の中から互選により選出する。立候補は妨げない。

第7条（委員の定数）

委員の定数は次の通りとする。ただし選出委員数の増減は必要に応じて運営委員会で報告し承認を得るものとする。

- 1) 卒業対策委員 8名を目安とする。
- 2) 広報委員 4名を目安とする。
- 3) 企画委員 10名を目安とする。

- 4) 校外委員 下記各地区から2名を目安とする。
公所／山谷・宿／つきみ野1-4丁目・学区外／つきみ野5-8丁目／内山／中央林間

第3章 特別委員に関する規程

第8条（特別委員の選出）

特別委員は会員の中から互選により選出する。立候補は妨げない。

- 1) 選出される人員の構成や人数については、必要に応じて運営委員会で報告し承認を得るものとする。
- 2) 正・副委員長は、各特別委員会委員の互選によって選出する。

第9条（特別委員会の活動）

各特別委員会は設置目的に沿った活動要項を定め、運営委員会の承認を得て実行する。

第4章 慶弔、研修、交通、交際に関する規程

第10条（慶弔見舞金の目的）

本会は、会員及び関係者に対し、慶弔時の見舞金を支給することで、相互扶助の精神を醸成し、親睦を深めることを目的とする。

第11条（対象者）

慶弔見舞金の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1) PTA会員（保護者・教職員）
- 2) PTA会員の配偶者、子、または同居する親

第12条（支給事由と金額）

慶弔見舞金の支給は、以下の事由に基づき行い、法定相続人が受け取るものとする。金額は本会の財政状況や社会情勢に応じて適宜見直すものとする。

その他特別の事情が乗じた場合は、会長は運営委員会で報告し承認を得るものとする。

事由	金額
会員または教職員が死亡した場合	5,000円
生徒が死亡した場合	5,000円

第13条（職員の餞別）

本会は、学校職員が転任または退職する際に、感謝の意を表し、餞別を贈る。金額は5,000円とし、本会の財政状況や社会情勢に応じて適宜見直すものとする。

第14条（特例の扱い）

慶弔見舞金および餞別について運営委員会が適当と認めたときは、本細則に定められた範囲によらない場合がある。

第15条（賛助金の目的）

本会は、学校の教育活動の一環として行われる部活動や個人の特別な活動に対し、支援を行うことで、生徒の健全な成長と学校の発展に寄与することを目的とする。

第16条（賛助金の対象）

賛助金の対象は、学校名で出場し、以下のいずれかに該当するものとする。

- 1) 学校内外の部活動が、都道府県・全国レベルの大会・発表会に出場する場合
- 2) 個人が、学校の推薦を受け、都道府県・全国レベルの大会・コンクール・競技会などに出場する場合
- 3) 運営委員会が特に支援が必要と認めた活動

第17条（賛助金支給額と基準）

- 1) 賛助金の支給額は、以下の基準に従い、PTA予算の範囲内で決定する。

対象者	部活動（団体）	個人
関東大会	1人あたり5,000円 （上限10万円）	5,000円
全国大会（JOC含む）	1人あたり10,000円 （上限10万円）	10,000円

- 2) 支給額は毎年度の予算状況に応じて、運営委員会で決定する。

第18条（費用支弁）

PTA役員が職務遂行に必要な研修、交通、交際等に要した費用を適正に支払うことで、役員活動の円滑な運営を図る。

第19条（支弁の対象）

費用の支払対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) PTA本部役員
- 2) 役員会の承認を得て活動を行う委員または会員

第20条（支弁対象経費）

- 1) 研修費
 - ・ PTA活動の充実を目的とした研修会・講習会・会合への参加費（受講料・参加費等）
 - ・ 研修資料等の購入費
- 2) 交通費
 - ・ PTA関連の公務に伴う移動費（公共交通機関、有料道路、駐車場、駐輪場代等）
 - ・ その他、運営委員会が必要と認めた場合に支給する
- 3) 交際費
 - ・ 教職員・関係機関等との会合にかかる費用（お茶代、軽飲食費等）
 - ・ 学校行事やPTA活動に関わる慶弔付随費（花束、記念品等）
- 4) その他経費
 - ・ PTA活動に必要な消耗品、印刷費等の経費（役員会の承認を得たもの）

第5章 役員任期に関する規程

第21条（役員任期）

役員任期は、就任年度終了後の最初の総会終了までとし、以後1年間は新役員および役員会に協力する。

第6章 事務局・事務職に関する規程

第22条（専従人材）

本会の業務遂行を公正、民主的に行うためにPTA専属の専従人材を雇用することができる。人材の雇用と勤務条件等は運営委員会の承認を経て決定し、会長がこれを行うものとする。

- 1) 役員・委員は専従人材になれない。
- 2) 雇用形態は以下のいずれかとする。
 - a) 契約職員（任期付き雇用、年度更新可）
 - b) 業務委託（個人または法人と委託契約を締結）
- 3) PTA専従人材の人件費は、PTA運営費より手当を支給する

第23条（専従人材の契約更新および解雇）

PTA専従人材の雇用契約または業務委託契約の期間は、原則として1年とし、年度ごとに更新の可否を審議する。また、次のいずれかに該当する場合は、契約を更新しない、または契約期間中であっても解雇・契約解除できる。

- 1) 業務遂行に著しく支障をきたす行為があった場合

- 2) PTAの財政状況等により雇用継続が困難になった場合
- 3) その他、役員会が必要と判断した場合

第24条（個人情報および守秘義務）

専従人材となった者は、PTAの業務上知り得た個人情報・機密情報を、在職中および退職後も漏洩してはならない。守秘義務違反が認められた場合、必要な措置を講じるものとする。また、解雇・契約解除時は、他に影響を及ぼさぬよう配慮し、学期内において迅速且つ正確に職務の引継ぎを完了するものとする。

第25条（事務局）

専従人材がいる場合、本会の事務局を設置することができる。会長を長とし、役員および専従人材をもって構成する。

第7章 個人情報取扱について

第26条（個人情報取扱）

本会が取り扱う個人情報の適正な管理と運用を定め、会員のプライバシーを保護し、安心してPTA活動に参加できる環境を確保する。

第27条（管理規則）

役員会は運営委員会と協議し、規約および細則に反しない内容で「個人情報管理規則」を策定し、PTAの全ての活動において取得、保管、利用するすべての個人情報に適用する。

第28条（個人情報漏洩時の対応）

- 1) 本会が保有する個人情報が漏洩、紛失、または不正に利用されたことが判明した場合、速やかに会長へ報告する。
- 2) 会長は直ちに役員会を招集し、以下の対応を協議・決定する。
 - ① 事実関係の確認および影響範囲の調査
 - ② 速やかな被害拡大の防止策の実施
 - ③ 必要に応じて、関係者（学校・保護者等）への報告と説明
 - ④ 再発防止策の検討および実施
- 3) 重大な漏洩が発生した場合、外部の専門機関（弁護士・情報管理専門家等）への相談を検討する。
- 4) 漏洩の詳細および対応策については、役員会での協議を経て適切に記録し、必要に応じて総会や運営委員会へ報告する。
- 5) 再発防止のため、必要に応じて個人情報の管理方法および規則を見直し、改善策を講じる。

第8章 サークル活動

第29条（サークルの発足）

- 1) 新たにサークルを発足する場合は「サークル発足届」を運営委員会へ提出し、承認を得るものとする。
- 2) 発足届には、サークルの名称、目的、活動内容、会員3名以上の構成員の氏名、代表者の氏名、活動場所、活動頻度を記載すること。
- 3) 運営委員会は、サークルの活動がPTAの目的に適合しているかを審査し、承認の可否を決定する。

第30条（サークルの運営）

- 1) サークルの運営は、各サークルの自主的な責任において行う。
- 2) サークルの活動は、学校の教育活動やPTAの活動、地域の活動を妨げない範囲で実施するものとする。
- 3) 活動に必要な費用は、原則としてサークルの自己負担とする。ただし、PTAが支援を行う場合は運営委員会で審議し決定する。
- 4) 学校施設を使用する場合は、事前に学校側の許可を得るものとする。

第31条（活動報告）

- 1) サークルの代表者は、年度末に活動報告書を運営委員会へ提出する。
- 2) 必要に応じて、PTAの広報誌やホームページ等で活動内容を公開できるものとする。

第32条（解散および休止）

- 1) サークルは、活動が継続困難となった場合、運営委員会へ解散届を提出する。
- 2) 1年間以上活動実績がない場合は、運営委員会の判断で解散扱いとする。

【PTA 細則 改訂履歴】

令和7年（2025年）4月1日より施行

令和8年（2026年）3月18日：運営委員会の承認により改訂

第3条「指名委員会の構成」の選出方法追加、第12条「慶弔見舞金」の受取人規定の整備、第21条「役員の任期」の適正化